

職員の給与をさかのぼって減額

一般会計補正予算 4699万5千円を減額

一般会計

(賛成13、反対2で可決)

本補正予算は、特定地域開発就労事業や小規模住宅改良事業などの補助金が確定したこと、町内のゴルフ場経営企業の会社更正手続の開始により、納期内納付が困難となったことなどに伴う固定資産税の減額及び現時点において確定した歳出執行残を調整し、歳入歳出それぞれ4699万5千円を減額、予算総額を76億2940万8千円としました。

補正の主なもの

《歳入》	
国庫支出金減	△2,455万円
固定資産税減	△1,958万円
県支出金減	△1,665万円
町債追加	530万円
《歳出》	
住宅地区改良事業費減	△3,496万円
特定地域開発就労事業費減	△2,963万円
介護保険広域連合負担金減	△2,399万円
財政調整基金積立金追加	7,553万円
職員退職手当追加	7,062万円
障害者支援費追加	1,351万円

その他の補正予算

- 国民健康保険事業特別会計 (全員賛成で可決)
- 老人保健特別会計 (全員賛成で可決)
- 流域関連公共下水道事業特別会計 (全員賛成で可決)
- 水道事業会計 (全員賛成で可決)
- 病院事業会計 (全員賛成で可決)
- 介護老人保健施設事業会計 (全員賛成で可決)

一般会計に対する 反対討論

昨年の人事院勧告に伴い11月臨時議会で職員の給与引き下げの条例が可決されました。これは財界の賃下げ政策に迎合し、公務員と民間との賃下げの悪循環を招くものです。

今回の補正は、可決されたのが11月であったにも関わらず4月に遡って給与を引き下げるものであり、今後の職員的生活設計も立てられないので反対する。

3月定例会は、3月10日に招集され、26日までの17日間の会期で開かれました。
町長より提案された平成16年度一般会計予算など26議案を審議し、いずれも原案どおり可決・認定しました。